第二十二条第一項中「第二十三条第四項第二号」を「第二十三条第四項」に改め、同項第一号中「ニまで」を「ハまで」に、「イからホまでに」を「次に」に、「これを減算し、へに掲げる金額がある場合にはこれを加算した」を「、これを減算した」に改め、同号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同号へを削り、同項第二号中「期末関係法人株式等」を「期末関連法人株式等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項第二号に規定する期末関連法人株式等とは、法第二十三条第四項の内国法人が有する株式等で当該内国法人の各事業年度終了の日の六月前の日の翌日（当該株式等を発行した同条第六項に規定する他の内国法人が当該翌日後に設立された法人である場合には、当該他の内国法人の設立の日）を第二十二条の三第一項（関連法人株式等の範囲）に規定する計算期間の初日とし、当該事業年度終了の日を同項に規定する計算期間の末日とした場合に法第二十三条第六項に規定する関連法人株式等となる株式等（期末完全子法人株式等を除く。）をいう。

第二十二条第三項を削り、同条第四項中「第二項第二号イ」を「前項」に改め、「並びに同号イ(1)から(4)までに掲げる法人」を削り、「株式又は出資」を「株式等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「平成二十二年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改め、「及び第二項」及び「（以下この項において「当該事業年度の負債利子額の合計額」という。）」を削り、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「。以下この項において「基準年度の負債利子額の合計額」という」を削り、「関係法人株式等に」を「関連法人株式等に」に、「同条第四項第二号」を「同条第四項」に改め、「とし、当該事業年度の負債利子額の合計額に、基準年度の負債利子額の合計額のうちに基準年度の同条第五項に規定する完全子法人株式等及び同条第六項に規定する関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る負債の利子の額として第二項の規定により計算した金額の合計額の占める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて計算した金額をもつて同条第四項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額」を削り、同項を同条第四項とする。

第二十二条の二第一項中「株式又は出資は」を「ものは」に、「開始の日」を「初日」に改め、「並びに前条第二項第二号イ(1)から(4)までに掲げる法人」を削り、「株式又は出資（」を「株式等（」に改め、「第二十三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「株式又は出資）」を「株式等）」に改め、同条第二項第一号中「基準日の」を「基準日から起算して」に改め、「配当等の額である場合」の下に「（第三号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第二号中「基準日前」を「基準日以前」に改め、「場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第三号中「株式又は出資を」を「株式等を」に、「基準日前」を「基準日以前」に、「株式又は出資に」を「その元本である株式等に」に改め、同条第三項中「株式又は出資」を「株式等」に改める。

第二十二条の三の見出しを「（関連法人株式等の範囲）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第二十三条第六項（受取配当等の益金不算入）に規定する政令で定める場合は、同項の内国法人が、同項に規定する他の内国法人（以下第三項までにおいて「他の内国法人」という。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式等を除く。第三項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の三分の一を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、当該内国法人が当該他の内国法人から受ける同条第一項に規定する配当等の額（次項において「配当等の額」という。）の計算期間の初日から当該計算期間の末日まで引き続き有している場合とする。

第二十二条の三第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に、「第一項各号」を「第一項」に改め、「。以下この号において同じ」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「百分の二十五以上に相当する」を「三分の一を超える」に、「前項第一号」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する計算期間とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額（適格現物分配に係るものを含む。）の支払に係る基準日の翌日（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日）からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日（当該配当等の額が法第二十四条第一項（配当等の額とみなす金額）（同項第三号に規定する資本の払戻しに係る部分を除く。）の規定により法第二十三条第一項第一号又は第二号に掲げる金額とみなされる金額である場合には、その支払に係る効力が生ずる日の前日。以下この項において同じ。）までの期間をいう。

一　当該翌日がその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日から起算して六月前の日以前の日である場合又はその支払を受ける配当等の額が当該六月前の日以前に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合（第三号に掲げる場合を除く。）　当該六月前の日の翌日

二　その支払を受ける配当等の額がその支払に係る基準日以前六月以内に設立された他の内国法人からその設立の日以後最初に支払われる配当等の額である場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該設立の日

三　その支払を受ける配当等の額がその配当等の額の元本である株式等を発行した他の内国法人からその支払に係る基準日以前六月以内に取得したその元本である株式等につきその取得の日以後最初に支払われる配当等の額である場合　当該取得の日

第二十二条の三の次に次の一条を加える。

（非支配目的株式等の範囲）

第二十二条の三の二　法第二十三条第七項（受取配当等の益金不算入）に規定する政令で定める場合は、同項の内国法人が、同項に規定する他の内国法人（以下この項及び次項において「他の内国法人」という。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額の百分の五以下に相当する数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、当該内国法人が当該他の内国法人から受ける同条第一項に規定する配当等の額の支払に係る基準日（当該配当等の額が法第二十四条第一項（配当等の額とみなす金額）（同項第三号に規定する資本の払戻しに係る部分を除く。）の規定により法第二十三条第一項第一号又は第二号に掲げる金額とみなされる金額である場合には、その支払に係る効力が生ずる日の前日）において有する場合とする。

2　前項の内国法人が他の内国法人から受ける同項の配当等の額の支払に係る基準日において有する当該他の内国法人の株式等のうちに法第二十三条第二項に規定する政令で定める株式等（以下この項において「短期保有株式等」という。）がある場合には、当該内国法人は当該短期保有株式等を有していないものとして、前項の規定を適用する。

3　法第二十三条第七項の内国法人（連結法人に限る。）が同条第一項の規定の適用を受ける場合における前二項の規定の適用については、第一項中「内国法人が、」とあるのは「内国法人（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を含む。）が、」と、前項中「株式等（」とあるのは「株式等（法第八十一条の四第二項（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）に規定する政令で定める株式等を含む。」とする。